

東海第二発電所 ヒアリング等における確認事項に対する回答一覧表
 (設置変更許可申請 圧縮減容装置)【1/2】

【資料2】
 2021年7月14日
 日本原子力発電株式会社

No	説明資料名称	説明項目	年月日	確認事項	回答状況	回答内容
1	全体	-	2021/7/7	現状、東海第二発電所の原子炉設置許可が新規規制基準に適合しているが、圧縮減容装置の運用開始が、新規規制基準に適合するための設計方針で示す設備の運用開始前となっている。新規規制基準に適合するための設備の運用が開始されていない段階での開始について、設置許可基準規則等への適合の観点から、圧縮減容装置の運用開始時期を整理する。	7/14 ご説明	新規規制基準に適合するために必要な設備等による対応に期待することを前提とし、圧縮装置減容装置の運用は、当該設備等の使用前検査及び使用前事業者検査終了後から開始することとします。 上記の運用開始時期について、原子炉施設保安規定において、新規規制基準に適合するために必要な各原子炉施設に係る使用前検査及び使用前事業者検査終了日以降に運用を開始することを定めます。
2	資料1 申請概要(東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について) 資料2 東海第二発電所 設置基準規則への適合性について(圧縮減容装置)	4.設置許可基準規則の要求と適合するための設計方針 ・各条の適合性の説明 ・添付資料-1 既設置許可からの変更点及び基準適合性等	2021/7/7	全体像を網羅的に確認したことを明確にする必要があるため、設計基準対象施設について、設置許可基準規則各条の号ごとに適合性の説明を整理する。	未	
3	資料1 申請概要(東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について) 資料2 東海第二発電所 設置基準規則への適合性について(圧縮減容装置)	4.設置許可基準規則の要求と適合するための設計方針 添付資料-1 既設置許可からの変更点及び基準適合性等	2021/7/7	資料2において、設置許可基準規則だけではなく、審査基準への適合性を確認して、その結果も審査資料に整理する。その結果を、各条文へ適合するロジックを確認したうえで、資料1「4.設置許可基準規則の要求と適合するための設計方針」及び資料2「添付資料-1 既設置許可からの変更点及び基準適合性等」に整理して説明する。	未	
4	資料1 申請概要(東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について) 資料2 東海第二発電所 設置基準規則への適合性について(圧縮減容装置)	4.設置許可基準規則の要求と適合するための設計方針 添付資料-1 既設置許可からの変更点及び基準適合性等	2021/7/7	各基準に対する説明について、要求事項に対する説明と影響評価に対する説明が混在しているため、説明内容を整理する。	未	
5	資料2 東海第二発電所 設置基準規則への適合性について(圧縮減容装置)	全体	2021/7/7	各条文への適合性について、新規規制基準への適合性審査時の整理方針(評価フロー、基準規則の解釈や判断基準、スクリーニング等)を確認し、今回の圧縮減容装置の設置に対して、整理方針に基づき整理したうえで、既設置許可への影響、今回の変更内容及び変更理由をロジックを記載したうえで、説明する。 (例:第8条の火災防護対象”機器”に対する要求への整理(今回説明している、消防法又は建築基準法に基づく火災感知器及び消火設備による対応について、SA設置許可時の方針を踏まえて整理)、第9条要求の解釈を踏まえた整理 等)	未	
6	資料2 東海第二発電所 設置基準規則への適合性について(圧縮減容装置)	全体	2021/7/7	設置許可基準規則だけではなく、審査基準への適合性を確認して、その結果も審査資料に整理して説明する。そのうえで資料2の資料名を適切な名称とする。	未	
7	資料1 申請概要(東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について) 資料2 東海第二発電所 設置基準規則への適合性について(圧縮減容装置)	4.設置許可基準規則の要求と適合するための設計方針(第5条) 第5条 (津波による損傷防止)	2021/7/7	第5条の要求である「代替設備により必要な機能を確保する等」への対応に、散逸防止による対応が該当するのかを整理したうえで、第5条で求める圧縮減容装置の安全機能及び代替設備により必要な機能を確保する等の対応を明確にする。	未	

東海第二発電所 ヒアリング等における確認事項に対する回答一覧表
(設置変更許可申請 圧縮減容装置)【2/2】

【資料2】
2021年7月14日
日本原子力発電株式会社

No	説明資料名称	説明項目	年月日	確認事項	回答状況	回答内容
8	資料1 申請概要(東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について) 資料2 東海第二発電所 設置基準規則への適合性について(圧縮減容装置)	1.圧縮装置の設置目的	2021/7/7	固体廃棄物貯蔵庫の貯蔵容量と管理容量に対する保管量の推移について、固体廃棄物発生量の前提条件を整理する。	7/14 ご説明	保管量推移の予測グラフについてその前提条件としていることをグラフ中に追記しました。
9	資料2 東海第二発電所 設置基準規則への適合性について(圧縮減容装置)	—	2021/7/7	固体廃棄物貯蔵庫の貯蔵容量と管理容量に対する保管量の推移について、管理容量に収める運用管理について、補足説明資料にまとめて説明する。	未	
10	資料1 申請概要(東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について)	1.圧縮装置の設置目的	2021/7/7	固体廃棄物貯蔵庫の貯蔵容量と管理容量に対する保管量の推移について、2022年度や2023年度の変曲点に対する注釈を記載する。	7/14 ご説明	保管量推移の傾きの変動はNo8で回答した各条件が要因となるため、対応関係がわかるようグラフに追記しました。
11	資料2 東海第二発電所 設置基準規則への適合性について(圧縮減容装置)	—	2021/7/7	敦賀発電所1号炉等の他の審査実績を基に説明する場合は、今回の申請に適用可能であることを過去の審査での説明を踏まえて整理し、適用可能である理由を説明する。(廃止措置審査基準と設置許可基準規則の要求事項の相違等)	未	
12	資料1 申請概要(東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について) 資料2 東海第二発電所 設置基準規則への適合性について(圧縮減容装置)	4.設置許可基準規則の要求と適合するための設計方針(第27条) 第27条	2021/7/7	散逸防止策の妥当性評価に用いる条件に示されている「移行率」について、コンクリートの機械的破砕時の気中移行割合を引用した理由について、今回の設置に対して過去の実績を適用可否及び理由を説明する。また、どのような状況を想定して、当該の移行率を選定したのか説明する。	未	
13	資料1 申請概要(東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について) 資料2 東海第二発電所 設置基準規則への適合性について(圧縮減容装置)	4.設置許可基準規則の要求と適合するための設計方針(第29条) 第29条	2021/7/7	圧縮減容装置により圧縮減容処理をすることで、ドラム缶3本分が1本分になることによるインベントリの変化について、要求事項、判断事項及び影響等について説明する。	未	
14	資料1 申請概要(東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について) 資料2 東海第二発電所 設置基準規則への適合性について(圧縮減容装置)	4.設置許可基準規則の要求と適合するための設計方針 添付資料-1 既設置許可からの変更点及び基準適合性等	2021/7/7	「既許可の基準結果への影響を与えるものではない」との記載について、「設計への適合方針を変更するものではなく、既許可で適合性を示した設計方針に影響を与えるものではないこと」の表現に適正化する。	未	
15	資料3 東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 前後比較表	本文五号ト (3)固体廃棄物の廃棄設備(i)構造	2021/7/7	「不燃性雑固体廃棄物は、圧縮可能なものは減容装置又は圧縮減容装置で圧縮減容し、…」の記載について、圧縮減容の運用を説明資料でまとめたいと、現在の設置許可で示す廃棄物処理能力が変わらないことを説明する。	未	
16	資料1 申請概要(東海第二発電所 圧縮減容装置の設置について) 資料3 東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 前後比較表	添付書類八	2021/7/7	添付書類八の固体廃棄物処理系統概要図と、資料1に示す不燃性雑固体廃棄物処理フローについて、両資料間の処理プロセスに関する記載を整合のとれた記載とする。	未	